

災害時における協力に関する協定書

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会（以下「乙」という。）、一般社団法人静岡県労働者福祉協議会（以下「丙」という。）ならびに日本労働組合総連合会静岡県連合会（以下「丁」という。）とは、自然災害が発生した場合における協力に関し、次の通り協定を締結する。

第1条（趣旨）

この協定は、静岡県内はもとより、静岡県域外における災害時において、被災地の状況とニーズを迅速且つ的確に把握し、総合的な支援活動を行うため、相互に協力を行う際に必要な事項を定めるものとする。

第2条（災害の種類および規模）

この協定が想定する災害の種類および規模は、原則として地震・風水害・雪害等の発生により、多数の人的・物理的な被害が発生又は発生する恐れがある場合で、地域住民の生活に大きな支障が生じる場合とする。

第3条（協力内容）

甲、乙、丙および丁は、その組織や機能等を最大限活用し、必要に応じて各関連組織と連携を図り、被災地の状況とニーズの把握を行う。

2 丙および丁は、甲または乙からの要請を受け、丙および丁の会員または組合員による人的支援や、丙および丁が有する資機材の提供など、可能な限り要請に応じるものとする。

3 甲、乙、丙および丁は、災害時の活動については逐次連絡を密にし、相互に的確な要請を行うものとする。

第4条（情報交換）

甲、乙、丙および丁は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時は、年1回以上、情報交換を目的とした会議の開催を基本とする。

第5条（有効期間）

この協定の有効期間は、協定締結日から起算して1年間とする。ただし、甲、乙、丙および丁のいずれかから、有効期間満了の1か月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、協定の有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙、丙および丁のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

3 甲、乙、丙および丁は、本協定が円滑に運用されるよう、年度間の引き継ぎの徹底等、持続性の維持に努めるものとする。

第6条（雑則）

この協定に定めのない事項ならびに疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書4通を作成し、甲、乙、丙および丁は署名の上、各自その1通を所持する。

令和8年8月7日

（甲） 静岡市葵区駿府町1番70号
社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

会 長 山本 たい子

（乙） 静岡市葵区駿府町1番70号
特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会

理事長 鳥羽 茂

（丙） 静岡市葵区黒金町5番1号
一般社団法人静岡県労働者福祉協議会

理事長 中西 清文

（丁） 静岡市駿河区南町11番22号
日本労働組合総連合会静岡県連合会

会 長 角山 雅典